第29号



教えて!知ってトクする法律の話

▶ 「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)とは

障害者権利条約は、**障がい者の権利を実現するために国がすべきことを定めた国際的な約**束です。**障がい者の人権及び基本的自由**が守られることなどを目的として、**障がい者の権利を実現するための措置**などについて規定しています。

この条約を作るための話し合いには、国どうしだけでなく障がい者団体も参加して、その内容を決定しました。これは、障がい者が自分に関わる問題に主体的に関与することで、本当の意味で障がい者のためになる条約を作成できると考えられたためです。

この決定過程は、障がい者の間で使われているスローガン「"Nothing About Us Without Us"(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」に現れている考え方を実現したともいうことができます。

「社会モデル」の採用

障害者権利条約では、「**障がい」は障がい者ではなく社会が作り出す問題である**という、いわゆる「社会モデル」の考え方が色々な規定に反映されています。これは、例えば、足に障がいをもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方です。

これに対して、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという従来の考え方を、「医学モデル」といいます。

▶ 教育

障害者権利条約ではさまざまな内容が規定されていますが、そのうちの第24条(教育)は、
ていやくこく だんかい きょういくせいと しょうがいがくしゅう 締約国は教育についての障がい者の権利を認め、あらゆる段階の教育制度や生涯学習を 確保することと定めています。

また、障がい者の権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「**合理的配慮**」が提供されること等を定めています。

▶ 学校における「合理的配慮」について考えてみよう

日本では、障害者権利条約の締結に先立ち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称「障害者差別解消法」)などの整備が進められました。

障害者差別解消法は、学校の設置者や学校に対し、負担になりすぎない範囲で、障がいのある子どもに対する「合理的配慮」を行うことを求めています。言い換えれば、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと平等に「教育を受ける権利」を受けられるように、学校側が、過度の負担とならない程度で、合理的な配慮をする必要があるとされています。

合理的配慮の具体的な例としては、たとえば、<u>筆記が困難な場合に、パソコンやタブレット</u>たがまで、 端末のカメラを使用して板書を撮影するといった方法があります。

▶ 誰に相談すればよいの?

苦手なこと、困りごとに対するサポートは、一人ひとりにとって重要なものです。学習に困りごとがある場合には、担任の先生や、スクールカウンセラーなど、

気軽に相談できる先生にまずは相談してみましょう。

どういった配慮が必要か、学校側と継続的に話し合うことも重要 です。

担当:川崎 佑太、平田 亜佳音、田代 潤奈、山岡 祐貴

MORI HAMADA